

お客さま各位

株式会社常陽銀行

外国為替取引に関するご協力のお願い

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

外国為替取引については、本邦外為法をはじめ世界各国の経済制裁関連法令・規制に基づく経済制裁措置や、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に適切な対応を行うことが金融機関に求められています。当行におきましても、こうした法令・規制等に適切に対応するため、お客さまとの外国為替取引に際して、送金目的、送金原資、取引の相手方とのご関係、受け取った資金の用途等を詳しくお伺いし、書類のご提示をお願いすることがございます。

なお、書類の提示にご協力いただけない場合や、ご提示いただいた場合でも、当行の判断によりお取引の受付をお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<ご提示いただく書類について>

- ・お取引内容によっては、追加で書類の提示をお願いさせていただく場合があります。(下記に記載のない書類をお願いする場合があります)
- ・お客さまからご説明いただいた内容やご提示いただいた資料については、記録やコピーをとらせていただく場合があります。

【目的等に関する書類の一例】

目的	ご提示いただく書類の一例
商品代金・サービスの対価 (※1)	商品売買に係る契約書、請求書(インボイス)、原産地証明、船荷証券、輸入許可証、輸出許可証 等
医療費	医療機関からの請求書、入院・通院の状況を確認できる書類 等
不動産購入	不動産売買に係る契約書 等
投資資金(運用)	投資内容が分かる契約書類 等
教育資金	教育機関からの請求書、入学・在籍の状況を確認できる書類 等
貸付金・借入金返済	貸付に係る契約書 等
出資金・資本金	出資等に係る書類 等
ご自身の海外銀行口座への/ からの送金	海外銀行の通帳や口座取引明細が確認できる資料 等
生活費	送金人と受取人の関係性を確認できる資料 等

※1：貿易取引のうち、輸入・仲介貿易で輸入品目が下記いずれかに該当する場合、原産地、船積地が確認できる書類(輸入許可証、原産地証明書等)が必要となります。

品目	あさり、まつたけ、うに、しじみ、ずわいがに、けがに、赤貝、えび、うにの調製品、なまこの調製品、ひらめ、かれい、たこ、はまぐり、あわび、さるとりいばらの葉
----	--

【送金原資等に関する書類の一例】

原資の種類	ご提示いただく書類の一例
給与	雇用契約書、給与明細、収入証明書 等
売上代金	契約書、請求書 等
相続	相続関係書類
保険金	保険会社の支払金に係る書類 等
投資金・配当金	投資に係る契約書、配当金明細書 等
不動産売却代金・不動産収入	不動産売買に係る契約書、不動産賃貸に係る書類（賃料が分かる書類） 等
他行預金	他行通帳 等

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策」に関する取り組みにつきましては、以下の金融庁ホームページでもご協力をお願いしております。

◆金融庁ホームページ「金融機関窓口や郵送書類等による確認手続きにご協力ください」

(URL : <https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>)

ご不明な点等がございましたら、常陽銀行の窓口または下記フリーダイヤルまでご照会ください。

常陽外為フリーダイヤル：0120-5931-18（受付時間：平日 9：00～16：00）

以上